



# 近畿のなかま

No.14

2008・9・30

発行人  
金融労連近畿地協  
事務局長 阿部正巳

(写真:左から富山職組、  
滋賀徒組、青森労組、  
さざなみネットの仲間)

## 地域金融機関の役割発揮を

### 金融労連第3回定期全国大会に114人

金融労連は9月20日、21日、第3回定期全国大会を東京・日本青年館で開催し、代議員、役員、オブザーバーなど全国から114人委任状9人含むが参加、近畿からも役員を含め11人が参加しました。

大会では、全ての議案が満場一致で採択されました。

討論では、島根中央信金労組の仲間から「合併後の店舗縮減合で、地域住民や市長・市議会議長らも一緒になった店舗存続運動が盛り上がっていることなどが報告されました。

近畿からは、京都北都信金徒組・福井代議員が「メンタルヘルス不全の克服と職場復帰のとりくみ」、銀産労・松島代議



員が「専任行員の実態やパート労働者への臨給支給実現」滋賀銀行徒組・澤井代議員が「銀行の経営資料の分析による職場の実態把握のとりくみ」などを発言しました。

新しい本部役員には、田畑書記長(近信労)、中島書記次長(滋賀銀行徒組)、阿部中執(京都北都信金徒組)、岡野中執(泉州銀行徒組)がそれぞれ再任されました。

また近畿から滋賀銀行徒組、さざなみネットの2組合が機関紙コンクリートの入選表彰を受けました。

(写真下は初日の夜の  
産産徒組勝利祝賀会)



### 近畿地協第三回定期大会のご案内

日時 二〇〇八年十月十八日(土)  
午前十一時～午後四時

場所 大阪市「国労会館」三階中会議室

JR環状線「天満駅」下車徒歩3分

- 議題
- 一、二〇〇八年度たたかいの総括
  - 一、二〇〇九年度運動方針
  - 一、決算・予算
  - 一、役員選挙
  - 一、その他

参加費 一人 千円(資料代)

### 二〇〇九年度金融労連近畿地協役員選挙告示

選挙管理委員長 浦野 美樹子

二〇〇九年度金融労連近畿地協役員選挙について  
左記の通り告示します。

記

一、投票日 二〇〇八年十月十八日

一、場所 近畿地協第三回定期大会会場

一、定員 議長 一名

副議長 三名

事務局長 一名

事務局次長 一名

会計監査 二名

一、立候補締め切り 十月十八日正午

一、文書をもって、選挙管理委員長あて届け出ること。

以上

# 相互信金に賠償命令

## 限定的救済に被害者は控訴へ

信用金庫破たん後唯一、出資金が全額没収となった大阪の相互信金と千葉の船橋信金の出資金返還請求裁判がそれぞれ大阪と千葉で進められています。9月30日、相互信金出資金返還請求裁判の判決が、大阪地裁で出されました。

判決で松田亨裁判長は「預金と出資の違いを十分説明しなかった」として、相互信金に対し、損害賠償の支払いを命じました。

### 極めて限定的な救済

しかしながら、損害賠償が認められたのは、528人の原告団の約17億円の出資金返還請求のうち、わずか15人分2千4百万円の極めて限定的なものにとどまりました。

判決は、勧誘方法と顧客側の知識の差で選別を行なったうえで、たとえ高齢者であっても出資申込書への自署・捺印者については「出資金と認識していた」として請求を認めなかったり、融資の条件に出資増額を強要された企業経営者に対しても「出資の意味を理解しているはず」として請求を棄却しています。

### 救済待てる流れに逆行

破たん直前まで「国が保証

しているので安全」などと偽って顧客に抵当証券や類似の金融商品を販売した大和都市管財事件の二審判決で大阪高裁が9月26日に「近畿財務局が監督責任を怠り、あえて漫然と登録更新した」として、一番に続き国の責任を認めたらうえに、一審よりもさらに救済を上げ、約15億5千8百万円の損害賠償を命じているのと対照的です。

### 控訴で意思統一

2001年3月末の財務局検査で債務超過となっていたことを、相互信金の理事長が「2002年1月段階で認識した」という裁判での証言自体、金融機関に働く者なら誰もが「ありえないこと」とわかるはず。それを裁判所は具体的な破たんの危機を認識していたとはいえず、監督義務違反もない」と退けています。

判決後に行なわれた報告集会では、弁護団から「破たん状況にありながら、そのことを職員にも知らせず、出資金募集に駆り立てた信金経営者の責任さえ不問にする、極めて不当な判決」「説明義務違反が不法行為に該当するには、自主再建の見込みがない経営状態にあることが必要などと



経営者の責任を著しく狭く解釈した判決」「国(金融庁)の責任について一切見ようとしていない逃げ腰の判決」などと次々と怒りの見解が報告されました。

「だまして集めた分ぐらいは返してから破たんすべき」と涙ながらに訴える被害者も見られ、弱者の被害者に対してまで自己責任を押し付ける今の日本の政治のあり方を追認

### ある支店長の嘆き

職場の派遣労働者の中にも、正職員として働いてほしいと思う人がいるので、「頑張ったら正職員として迎えるから」と言ったら大変喜んでくれていた。

本部に頼んでみると「そんなことできない」とあっさり断られた。本人に事情を話すとガツカリしていた。こんなことでは現場のモチベーションはあがるかい。支店の人事権さえ持っていない「名ばかり管理職」ですわ。

ホクも労働組合に入ろうかなあ。

する裁判所の異常な姿が浮き彫りになりました。

集会では、この納得できない判決に対してただちに控訴することを確認しました。

### 「危ない商品」で危なくなるのは?

こんな判決がまかり通るならば、利用者は信金・信組の出資金など危なくて持つていられなくなり、多額の解約が殺到し協同組織金融機関の経営にも深刻な影響をもたらすこととなります。

また、裁判所が国の監督責任や企業の責任に目をつぶり、担当者の説明義務責任だけに問題を矮小化するのであれば、いま多くの金融機関で進められている投信などの金融リスク商品についても、今後現場の担当者を相手にした裁判が予想され、トカゲのしっぽ切りで、国(金融庁)や企業を免罪する事態を生むだけです。

## おかしいのは「おかし」と言いつ

今年1月に湯淺信金と合併した「きのくに信金」で、「これってちよつとおかしいのでは?」という事態があらわらで指摘されています。

### 休憩なんかしてないのに 時間外労働の休職罰

きのくに信金では、一部の職場で5時10分の終業時刻以降の残業について、30分〜1時間程度の休職時間を記入させられています。

もともと残業中に、食事をとるなどして休憩時間をとる場合に、時間外労働の用紙に休憩時間を記載するように設けられたものですが、休憩なんかしていないのに「タバコを吸ったりしているではないか」などとして、みんな休憩時間を書かされている職場が生まれています。

このような実質上の時間外手当のカットは労働基準法違反です。近信労きのくに信金支部では、年末臨給要求と合わせ、このような実態の改善を求めていくことを申し合わせています。

地球環境にやさしい働き方が求められている昨今、夜遅くまで電気をつけて残業することは、極力やめるべきなのに、休憩して夜遅くまで残業するような働き方を見直すことはできません。

### 「振替休日」「手直し」の休日活動

また一部の職場では、休日に営業活動まで行い、休日出勤に対して、振替休日・代休も与えず、時間外手当も支給されていません。

昼休みもとれない職場も生まれています。これは、明らかに労働基準法違反です。

### 賞金・臨給は倍い昔で仕事の割当は統一?

旧・湯淺信金の職員に対して賞金・臨給などは5年間かけて合わせていくことになっているのに、仕事の割当だけ同じように課せられていることは、おかしいのではないのでしょうか?

また、これまで投信などのリスク商品を基本的に取扱っていなかった湯淺信金の仲間に投信の割当を課しているのも「リスク」が伴うのではないのでしょうか?

業界団体も「投信などにノルマを課して営業している環境にはないはず」と戒めています。

